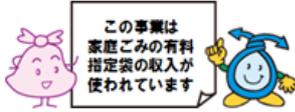


(広報資料)



平成28年8月24日
京都市環境政策局

担当 循環型社会推進部

まち美化推進課

電話 213-4960

～分別・リサイクル促進に向け、新たな資源物の収集を始めます～

せん定枝の分別・リサイクル推進モデル事業の開始について

京都市では、ピーク時からのごみ半減以下に向けて、市民、事業者の皆様のご理解・御協力の下、2R（リデュース・リユース）と分別・リサイクルの促進の2つを柱としたごみ半減を目指す「しまつのこころ条例」と、これを具体化した「新・ごみ半減プラン」を推進しております。

この度、ごみ減量を加速するとともに、更なる市民サービスの向上を図るため、家庭から出る燃やすごみの中に約3,600t含まれている「せん定枝」について、市民の皆様が分別排出できる機会を拡大し、リサイクルを促進するモデル事業を下記のとおり実施しますので、お知らせします。

記

1 開始時期

平成28年10月～

2 実施地域

市内全域

3 収集品目

- ・ 枝葉（太さは10cm、長さは50cmまで）
- ・ 落ち葉

※ 刈り草、材木・木製品、竹、木の根などについては、収集できません。

※ 御家庭から出るせん定枝に限ります。せん定を事業者に依頼した場合は出せません。

4 出し方

- ・ 月1回の収集日*の当日朝8時までに、資源ごみ収集場所に排出
- ・ 中身の見える袋に入れて排出（枝葉は、ひもで束ねての排出も可）
- ・ 1袋（束）は片手で持てる程度の重さにし、1回当たりの排出は2袋（束）まで

※ 詳細はチラシ（区役所などで9月15日から配布）、ホームページ及び回覧板で周知します。

5 せん定枝の再資源化

収集した枝葉や落ち葉については、民間の再資源化施設において、燃料化又は堆肥化します。

6 モデル事業について

今回のモデル事業の実施により、月別・地域別の収集量の分析や効果的な収集方法等の検証などを行い、今後の事業の実施方法等を検討してまいります。

なお、今回のモデル事業については、平成28年10月から実施する燃やすごみの完全午前収集の実施に伴い生み出される午後の作業時間を活用して実施するものです。

この印刷物は、不要になりましたら「雑がみ」としてリサイクルできます。コミュニティ回収や古紙回収等にお出してください。

